

○山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付要綱

平成24年4月1日告示第16号

改正

平成27年3月31日告示第42号

平成29年4月1日告示第48号

平成30年10月18日告示第136号

令和2年8月7日告示第105号

令和3年5月21日告示第114号

令和3年8月31日告示第144号

令和6年8月20日告示第126号

令和7年7月1日告示第103号

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の多様な活動主体が公共の領域をともに担い合う「新しい公共」の考え方のもとに、山武市に「新たな支え合い」の担い手を多数創出して、地域の公共サービスを豊かに展開していくことを目的とする市民団体が自主的かつ自発的に行う山武市のまちづくりに役立つ公益的な事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び団体)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び対象となる団体は、別表第1に定める要件を満たす事業及び団体とする。ただし、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 特定の個人や団体の交流会その他の親睦的事业
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- (5) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員

（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体

（9） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）
第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

（補助対象経費）

第3条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表第2に定める経費とする。

（補助金の交付額及び交付回数の限度等）

第4条 補助金の交付額は、別表第1に定めるところにより、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 補助金の交付回数の限度等は、別表第1に定めるところによる。

（補助対象事業の公募）

第5条 市長は、補助対象事業を募集するに当たり、募集要項を定めて公表するものとする。

2 前項の募集要項には、補助対象事業の審査の方法及び基準並びに申込期間を記載するものとする。

3 補助金の交付を受けようとする団体は、前項に定める申込期間内に山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業提案書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（選考）

第6条 市長は、前条の規定により提出された提案書の内容について補助金を交付すべき団体及び事業であるか否かを、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱（平成24年山武市告示第15号）に基づき設置された山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会（以下「審査会」という。）の意見を尊重し決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定したときは、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業選考審査結果通知書（別記第2号様式）により当該団体に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を受けた団体の名称及び補助金の交付額を広報その他適切な方法により公表するものとする。

（交付の申請）

第7条 前条の規定により選考された団体が規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長の定める期日までに山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請を受け、その内容を審査し、適正と認め、補助金の交付を決

定したときは、当該団体に対し、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助対象事業の内容の変更又は補助対象経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けること。
- （2） 補助対象事業を中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- （3） 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（変更等の承認）

第10条 前条の規定により市長の承認又は指示を受けようとするときは、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（状況報告）

第11条 規則第11条の規定により事業の遂行状況を報告しようとするときは、市長が指定する日現在の実施状況を山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業遂行状況報告書（別記第6号様式）により、当該指定する日から15日以内に市長に提出しなければならない。ただし、別表第1の1スタート部門に該当する団体は除く。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助対象事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業実績報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 事業を実施した団体（以下「事業実施団体」という。）は、事業の結果について審査会が行う報告会に出席し、活動内容を発表し、市民から理解を得られるよう努めるものとする。

（交付確定）

第13条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認められる場合は、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付確定通知書（別記第8号様式）を事業実施団体に通知するものとする。

（交付の請求）

第14条 規則第16条の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第15条 規則第17条の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金概算払請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第16条 市長は、規則第18条の規定により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条による山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業（中止・廃止）承認申請書の提出を受け、承認するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、事業実施団体に対し、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金を交付しているときは、事業実施団体に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の補助金を返還させるものとする。

(関係書類の保管)

第18条 事業実施団体は、補助対象事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、補助金に係る会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(山武市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱及び山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 山武市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱（平成20年山武市告示第21号）
- (2) 山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成22年山武市告示第72号）

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に廃止前の山武市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱（平成20年山武市告示第21号）の規定により選考された団体及び事業並びに山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成22年山武市告示第72号）の規定により選考された団体及び事業は、この告示の規定により選考された補助金を交付すべき団体及び事業とみなす。

別表第1（第2条、第4条関係）

1 スタート部門

区分	要件等
事業の要件	(1) 市内の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業であること。 (2) 市内で実施される事業であること。 (3) 同一事業について、他の補助金等を受けていないこと。 (4) 事業の実施計画（事業効果を含む。）及び収支計画が明確であること。
団体の要件	(1) 主たる活動の場が市内にあること。 (2) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。 (3) 団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画していること。 (4) 行政区若しくは自治会又はこれに類する地域の組織においては、10世帯以上で構成されていること。 (5) 団体に市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税等の滞納がないこと。
補助額	補助金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき100,000円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 補助対象経費の10分の10以内の額で応募団体が必要とする額 (2) 補助対象経費の総額から事業収入（入場料、売上金、協賛金

	等) を差し引いた額
交付回数の限度等	(1) 同一年度内において1団体当たり1事業とする。 (2) 同一事業を実施する場合においては、3回までとする。

2 チャレンジ部門

区分	要件等
事業の要件	(1) 市内の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業であること。 (2) 市内で実施される事業であること。 (3) 同一事業について、他の補助金等を受けていないこと。 (4) 事業の実施計画（事業効果を含む。）及び収支計画が明確であること。
団体の要件	(1) 主たる活動の場が市内にあること。 (2) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。 (3) 団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画していること。 (4) 行政区若しくは自治会又はこれに類する地域の組織においては、10世帯以上で構成されていること。 (5) 団体に市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税等の滞納がないこと。
補助額	補助金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき300,000円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 補助対象経費の10分の10以内の額で応募団体が必要とする額 (2) 補助対象経費の総額から事業収入（入場料、売上金、協賛金等）を差し引いた額
交付回数の限度	(1) 同一年度内において1団体当たり1事業とする。

等	(2) 同一事業を実施する場合においては、3回までとする。
---	-------------------------------

3 交流部門

区分	要件等
事業の要件	(1) 市内の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業であること。 (2) 市内で実施される事業であること。 (3) 同一事業について、他の補助金等を受けていないこと。 (4) 複数の団体（営利活動団体は含まない）が連携して取り組むことで、団体の連携・交流及び市民の市民活動への理解・参加意識の向上が期待できる事業であること。 (5) 事業の実施計画（事業効果を含む。）及び収支計画が明確であること。
団体の要件	(1) 主たる活動の場が市内にあること。 (2) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。 (3) 団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画していること。 (4) 団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。 (5) 団体に市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税等の滞納がないこと。
補助額	補助金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき300,000円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 補助対象経費の10分の10以内の額で応募団体が必要とする額 (2) 補助対象経費の総額から事業収入（入場料、売上金、協賛金等）を差し引いた額
交付回数の限度等	(1) 同一年度内において1団体当たり1事業までとする。 (2) 同一事業による回数制限なし。

別表第 2（第 3 条関係）

《補助対象経費》

区分	対象経費
旅費	講師、指導者及び補助者の活動場所までの交通費の実費及び会議に出席するための交通費の実費等（宿泊費、参加者の交通費は除く。）
報償費	催物等を開催する場合の講師及び専門家への謝礼（団体構成員に対するものは除く。）、調査及び研究に係る謝礼、啓発のための記念品代等
人件費	事業を実施するために必要な人件費は、補助対象経費総額の 1 / 3 以内とする。ただし、1 人当たりの時間給の補助限度額は、事業実施日における千葉県最低賃金の金額とする。
消耗品費	会議資料、活動資料、プログラム、ポスター等の用紙及び摩耗しやすい機材の部品、材料費等
燃料費	ガソリン代、灯油代等
印刷製本費	チラシ、テキスト等の印刷及び資料のコピー、写真現像代等
通信運搬費	募集案内、会議資料などを送付するための切手、ハガキ、宅配便等（電話代、インターネット関連費は除く。）
保険料	催物等を開催する場合の参加者、指導者及び講師が加入する損害賠償保険料等（火災、地震等の家屋に係るもの、団体活動全体の保険料は除く。）
使用料及び賃借料	催物等を開催する場合の会場借上げ料、機械のリース料等
備品購入費	補助限度額は、補助金要望額の 2 割を限度とする。 スタート部門の事業実施団体は、補助対象とならない。
その他	その他市長が必要かつ適正と認める経費

《補助対象とならない経費》

食糧費
修繕費
家賃（敷金、礼金等を含む。）
報償以外の商品券等の金券の購入代金
土地の取得、造成、補償等に関する経費
団体の経常的な運営に関する経費（団体事務所等の賃借料、水道光熱費、電話代、インターネット関連費、事務用品費、パソコン若しくはコピー機等の購入費又はリース費その他の事務局費用）
領収書等により、事業実施団体が支払ったことを明確に確認できない経費
補助事業に直接関係のない経費、その他社会通念上適正でないと認められる経費

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

※事務局記入	
スタート部門	回 目 ・ 整 理 番 号
チャレンジ部門	回 目 ・ 整 理 番 号
交流部門	整 理 番 号

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業提案書

年 月 日

(宛先)山武市長

住所(所在地)
氏名(団体名)
(代表者)
(連絡先)

年度において、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業を実施したいので、
下記のとおり提案します。

- ☐ スタート部門(補助金額 100,000 円限度・同一事業提案 回 目)
☐ チャレンジ部門(補助金額 300,000 円限度・同一事業提案 回 目)
☐ 交流部門(補助金額 300,000 円限度)

記

- 1 事業の目的及び内容
事業計画書(別紙 1・別紙 2)のとおり
- 2 事業の経費の総額及び内容
事業収支予算書(別紙 3)のとおり
- 3 補助金要望額 _____ 円
- 4 添付書類
(1)団体の概要及び活動実績調書(別紙 4)
(2)その他市長が必要と認める書類

補助対象団体であるかの確認のために使用することに限り、団体(法人でない場合は団体の
代表者)の市税等の収納状況について、山武市が保有する情報を確認することを承諾します。
団体名
(法人でない場合は団体の代表者名)

※ この欄は記入不要 市税等の収納状況() 年 月 日(確認:)

事業計画書(その 1)

1 事業の概要

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
事業の効果	
着手及び完了予定年月日	年 月 日～ 年 月 日
活動実施地域・場所 (図面添付)	
補助金要望額／事業費総額(支出予算額の うち補助対象経費額)	円／ 円 (円)

*確認事項(他の制度からの補助金について)

無 ・ 有 ⇒ 相手先名：

制度名：

金額：

事業計画書(その2)

2 事業の詳細

事業提案の理由・背景	
年間事業スケジュール	* 別表へ記入
実施体制	
連携する団体の名称と連携の内容(役割分担)	
* 交流部門のみ記入必須	
他の協力団体、関係団体	
事業の PR 方法	
法手続き・関係機関との協議状況	
今後の展望	
その他(特記すべき事項)	

＊年間事業スケジュール

[illegible]

事業収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分		金額	積算根拠
事業実施に伴い生じる収入			
	合計	①	
市補助金 (⑤－①)		②	限度額 100,000 円(スタート部門) 限度額 300,000 円(チャレンジ部門) 限度額 300,000 円(交流部門)
その他の収入			
	合計	③	
収入合計(①＋②＋③)		④	

2 支出

(単位：円)

区分	金額	左記のうち補助対象経費	積算根拠
支出合計	⑤	⑥	

※④収入合計と⑤支出合計は合致すること。

団体の概要及び活動実績調書

1 団体の概要

(1)団体名	
(2)代表者名	
(3)所在地	
(4)設立年月日	
(5)会員数	
(6)会費	1人当たり 円／年間
(7)団体の活動目的	

2 これまでの主な活動実績

--

3 自己評価及び団体のPR

--

4 団体の会則等及び会員名簿

添付のとおり

第2号様式（第6条関係）

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業選考審査結果通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

山武市長 印

貴団体から提出のあった 年度山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業提案書
及びプレゼンテーションを審査したところ、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

選考結果	
付帯条件	

※事務局記入欄	
スタート部門	整理番号
チャレンジ部門	整理番号
交流部門	整理番号

第3号様式（第7条関係）

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者）

（連絡先）

☐ スタート部門（補助金額 100,000 円限度）

☐ チャレンジ部門（補助金額 300,000 円限度）

☐ 交流部門（補助金額 300,000 円限度）

年度において、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業を実施したいので、山武市補助金等交付規則第3条の規定により、補助金の交付を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的及び内容

事業計画書（別紙1・別紙2）のとおり

2 事業の経費の総額及び内容

事業収支予算書（別紙3）のとおり

3 補助金交付申請額 _____ 円

4 添付書類

（1）団体の概要及び活動実績調書（別紙4）

（2）その他市長が必要と認める書類

事業計画書(その 1)

1 事業の概要

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
事業の効果	
着手及び完了予定年月日	年 月 日～ 年 月 日
活動実施地域・場所 (図面添付)	
補助金要望額／事業費総額(支出予算額の うち補助対象経費額)	円／ 円 (円)

* 確認事項(他の制度からの補助金について)

無 ・ 有 ⇒ 相手先名：
制度名：
金額：

事業計画書(その2)

2 事業の詳細

事業提案の理由・背景	
年間事業スケジュール	※ 別表へ記入
実施体制	
連携する団体の名称と連携の内容(役割分担)	
※ 交流部門のみ記入必須	
他の協力団体、関係団体	
事業の PR 方法	
法手続き・関係機関との協議状況	
今後の展望	
その他(特記すべき事項)	

＊年間事業スケジュール

[illegible]

事業収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分		金額	積算根拠
事業実施に伴い生じる収入			
	合計	①	
市補助金 (⑤－①)		②	限度額 100,000 円(スタート部門) 限度額 300,000 円(チャレンジ部門) 限度額 300,000 円(交流部門)
その他の収入			
	合計	③	
収入合計(①＋②＋③)		④	

2 支出

(単位：円)

区分	金額	左記のうち補助対象経費	積算根拠
支出合計	⑤	⑥	

※④収入合計と⑤支出合計は合致すること

団体の概要及び活動実績調書

1 団体の概要

(1)団体名	
(2)代表者名	
(3)所在地	
(4)設立年月日	
(5)会員数	
(6)会費	1人当たり 円／年間
(7)団体の活動目的	

2 これまでの主な活動実績

--

3 自己評価及び団体のPR

--

4 団体の会則等及び会員名簿
添付のとおり

第4号様式（第8条関係）

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

山武市長



年 月 日付けで申請のあった 年度山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金については、山武市補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付決定する。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

第5号様式（第10条関係）

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）
氏名（団体名）
（代表者）
（連絡先）

- ☐ スタート部門（補助金額100,000円限度）
☐ チャレンジ部門（補助金額300,000円限度）
☐ 交流部門（補助金額300,000円限度）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業を次のとおり計画変更（中止・廃止）したいので、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、承認されたく、下記のとおりに申請します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更の内容

変更前	変更後

4 添付書類

- (1) 事業の内容を証明する書類（事業計画書、見積書、設計図書等）
(2) その他市長が必要と認める書類

注 変更承認申請の場合、補助事業の内容及び経費の配分は、交付決定された内容と容易に比較対照できるようにすること。

第6号様式（第11条関係）

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業遂行状況報告書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）
氏名（団体名）
（代表者）
（連絡先）

- ☐ チャレンジ部門（補助金額300,000円限度）
- ☐ 交流部門（補助金額300,000円限度）

年 月 日付け 第 号で、交付決定のあった 年度
山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業の 年 月 日現在の遂行状況について、山武市補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 予算関係

区分	計画事業費 (A) 円	出来高事業費 (B) 円	進捗率 (B/A) %	残高事業費 (A-B)円	備考
合計					

2 進捗状況

第7号様式（第12条関係）

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業実績報告書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者）

（連絡先）

☐ スタート部門（補助金額100,000円限度）

☐ チャレンジ部門（補助金額300,000円限度）

☐ 交流部門（補助金額300,000円限度）

年 月 日付け 第 号で、交付決定のあった 年
度山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業について、山武市補助金等交付規則第13条
の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 事業の目的及び内容

事業活動報告書（別紙1）のとおり

2 事業の経費の総額及び内容

事業収支決算書（別紙2）のとおり

3 添付書類

- （1）経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し）
- （2）事業概要が確認することができる資料（写真等）
- （3）その他市長が必要と認める書類

事業活動報告書

事業の名称	
事業の目的	
活動の状況	
事業のPR方法	
事業を行った成果	
着手及び完了年月日	年 月 日～ 年 月 日
活動実施地域・場所 (図面添付)	
補助金交付決定額	円
／事業費決算額	円
(支出済額のうち補助対象経費額)	(円)

別紙 2

事業収支決算書

1 収入

(単位：円)

区分		予算額	収入済額	差引増減	積算根拠
事業実施に伴い生じる収入					
	合計 ①				
市補助金 ② (⑥－①)					限度額100,000円 (スタート部門) 限度額300,000円 (チャレンジ部門) 限度額300,000円 (交流部門)
その他の収入					
	合計 ③				
収入合計(①+②+③)④					

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	支出済額 A	差引増減	Aの内 補助対象経費	積算根拠
支出合計 ⑤				⑥	

第 8 号様式（第13条関係）

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

山武市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金については、下記のとおり確定したので山武市補助金等交付規則第15条の規定により通知する。

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

第 9 号様式（第14条関係）

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)山武市長

住所(所在地)
氏名(団体名)
(代表者)
(連絡先)



年 月 日付け 第 号で額の確定のあった 年度山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金を山武市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

第10号様式（第15条関係）

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金概算払請求書

年 月 日

(宛先)山武市長

住所(所在地)
氏名(団体名)
(代表者) 印
(連絡先)

年 月 日付け 第 号で額の決定のあった 年
度山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金を山武市補助金等交付規則第17条の
規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円